石油類等危険物施設の震災対策

消防署

1 石油類等危険物施設の安全化

機関名	対応措置
消防署	1 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災 資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。 2 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一 般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のた めの安全対策について指導する。 3 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作 成を指導する。 4 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設につ いては、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこ ととしており、その訓練を定期的に行う。

2 石油類等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を 当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火 等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び 異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防 災機関との連携活動

毒物・劇物取扱施設の震災対策

消防署

1 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	内容	
	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報	
	2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50	
消防署	条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報	
	3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制	
	4 関係機関との間に情報連絡を行う。	

保健所·都保健医療局

1 毒物・劇物取扱施設等の安全化

機関名	内容
保健所•	1 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
都保健医療局	2 震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

2 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
保健所・ 都保健医療局	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による 有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱 事業者に対し指示する。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

資料 20211	放射線等使用施設の震災対策
----------	---------------

消防署

1 放射線等使用施設の応急措置

機関名	内容
	1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要
消防署	な措置をとるよう要請
	2 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

保健所·都保健医療局

1 放射線等使用施設の安全化

機関名	内容
保健所・ 都保健医療局	1 RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

2 放射線等使用施設の応急措置

機関名	対応措置
保健所・	1 RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を
都保健医療局	実施

危険物等の輸送の震災対策

警察署

1 危険物等の輸送の安全化

機関名	安全化対策
	1 危険物等運搬車両の通行路線の検討
警察署	2 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進
	3 関係機関等の連絡通報体制の確立

2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
歡察署	1 事故の状況把握及び都民等に対する広報 2 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動 等の措置

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
<u> </u>	1 事故の状況把握及び都民等に対する広報 2 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動 等必要な措置

消防署

1 危険物等の輸送の安全化

機関名	安全化対策		
消防署	1 タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施		
	2 イエローカードの車両積載の確認及び活用推進		

2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置		
消防署	1 関係機関と密接な情報連絡を行う。		
	2 災害応急対策の実施		

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置			
消防署	1 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施			

資料 20213	高圧ガス取扱施設の震災対策
----------	---------------

消防署

1 高圧ガス取扱施設の応急措置

機関名	内容
消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

資料 20214	1
	•

危険動物の逸走時対策

都保健医療局

機関名	対応措置		
都保健医療局	1 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整		

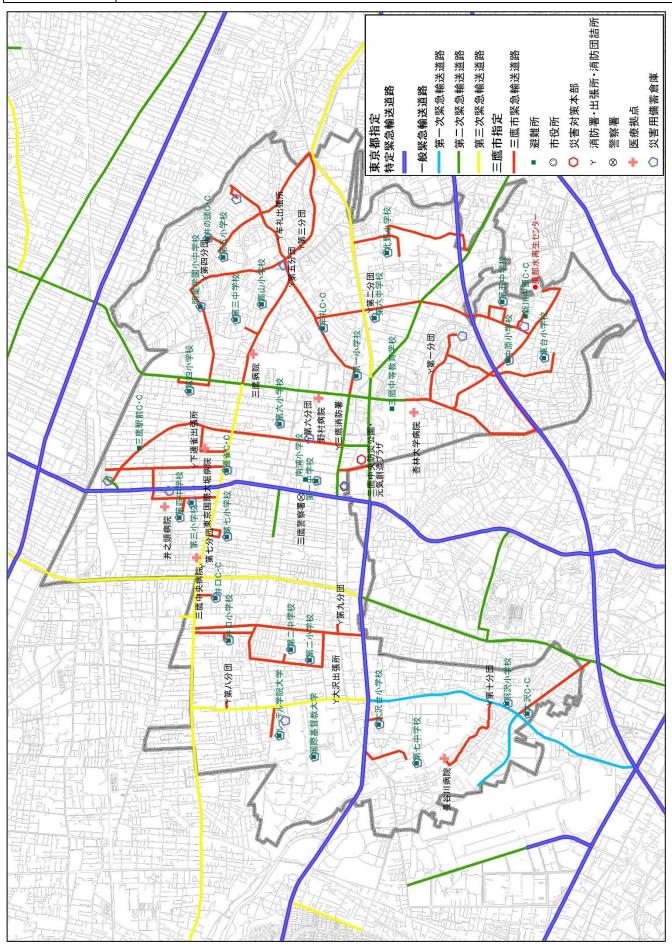
警察署

機関名	対応措置		
警察署	1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)		

消防署

機関名	対応措置
消防署	1 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

緊急輸送道路図(三鷹市内)



緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領(警視庁)

第1 目的

この要領は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事(以下「知事」という。)と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認(以下「緊急通行車両であることの確認」という。)を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時(以下「災害発生時等」という。)において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者(指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。))の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急 交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになる ほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害 発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

2 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。なお、同項では、災害応急対策は次のア〜ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア標章

標章の表面に登録(車両)番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証 明書交付簿で管理する番号(以下「交付番号」という。)を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16 桁の数字のうち左から1桁~2桁目 交付した年度(西暦)の下2桁とする。

(イ) 16 桁の数字のうち左から3桁~8桁目

交付場所(所属等)の6桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表(都道府県(方面)本部課・室等別コード及び警察署別コード)を、交通検問所にあっては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16 桁の数字のうち左から 9 桁~10 桁目

交通検問所を区分する場合の2桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16 桁の数字のうち左から 11 桁目

緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

- 1 災対法に基づく緊急通行車両
- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両
- (オ) 16 桁の数字のうち左から 12 桁~16 桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(7) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や 都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、 国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可 能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認(以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。)又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認(以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。)の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項(災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置)のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

- 4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項
 - (1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署(同一の都道府県内に限る。)において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書(以下「申出書」という。)

- イ 添付書類
 - (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証」という。)の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用される ことを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等(当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可)が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等(指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの)のいずれかを添付させるものとする。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者(指定行政機関等)の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類(指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの)が考えられる。

(工) 留意事項

(ア)~(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(f)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(f)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害 応急対策(の一部)を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載(別紙での対応可)して申出書を1通とすることができることとする。

その際、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用(令和5年8月31日まで)に基づき緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(7)、(4)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意 事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア申出書

イ 添付書類

- (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - 4(2)イ(ア)と同様とする。
- (4) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類 4(2)イ(4)と同様とする。
- ウ 事務の合理化

4(2) ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きょの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きょ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4(3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

4(4)と同様とする。

- 6 確認後の手続(標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納)
 - (1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

- ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。
- イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。
- ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。 この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するもの とする。
- 7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章(交付番号、登録(車両)番号及び有効期限)を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容(番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等)を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録(車両)番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8 指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

- 第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両(規制除外車両)に係る取扱い
- 1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前 届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

- (3) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両(以下「自衛隊車両等」という。)であって特別の 自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要 とすることから事前届出の対象としないこと。

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

- 4 規制除外車両の事前届出に関する手続
 - (1) 事前届出の概要
 - ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第2の4(1) (5ページ) と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (4) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)であることを確認することができる写真(ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの)
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真(ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの)

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

- (2) 除外届出済証の交付等
 - ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証(以下「除外届出済 証」という。)を事前届出を行った者に交付するものとする。

- イ 除外届出済証の再交付等
 - (ア) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。 この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。
 - (イ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

- 5 災害発生時等における事前届出車両の確認
 - (1) 申出先については、第2の5(1) (7ページ) と同様とする。
 - (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届

出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書(以下「除外申出書」という。)の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書(以下「除外証明書」という。)に必要事項を記載させるものとする。

- (3) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3(3)(3ページ~4ページ)と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標(ナンバープレート)を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。
- 6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

- (1) 第一局面 (大規模災害発生直後) 事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。 確認の申出先は、第2の5(1)(7ページ)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2(1)~(4)に
- (2) 第二局面(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面) 順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。 これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。
- 第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

応じた4(1)ウ(ア)~(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

公安委員会は、大震法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づく確認(以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。)、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第 2(1ページ~10 ページ参照)及び第 3(10 ページ~13 ページ参照)の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

- 1 標章及び証明書の交付
 - (1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

- (3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い
 - 災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。
- 2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

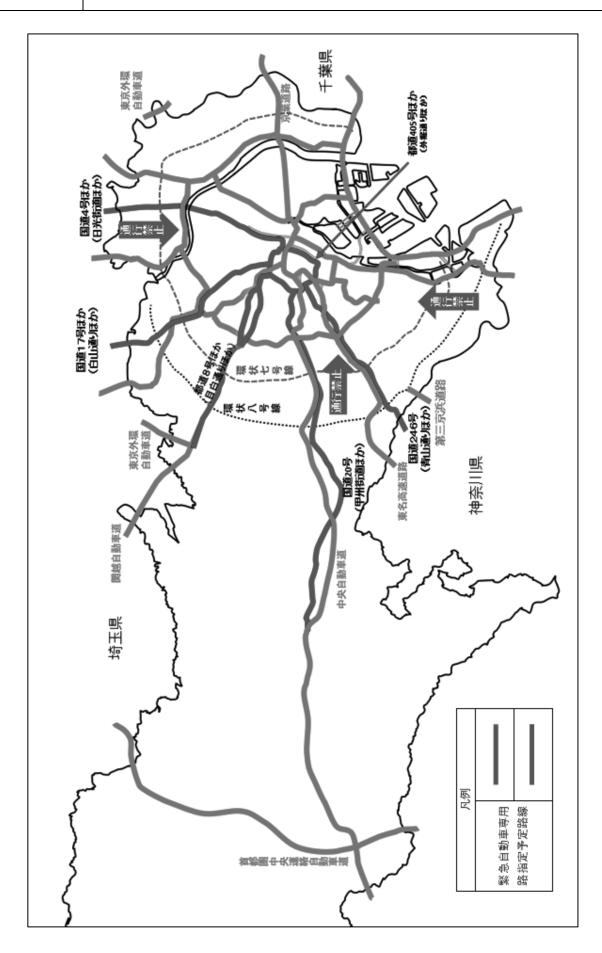
公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が

発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いは行わないこと。 第5 その他

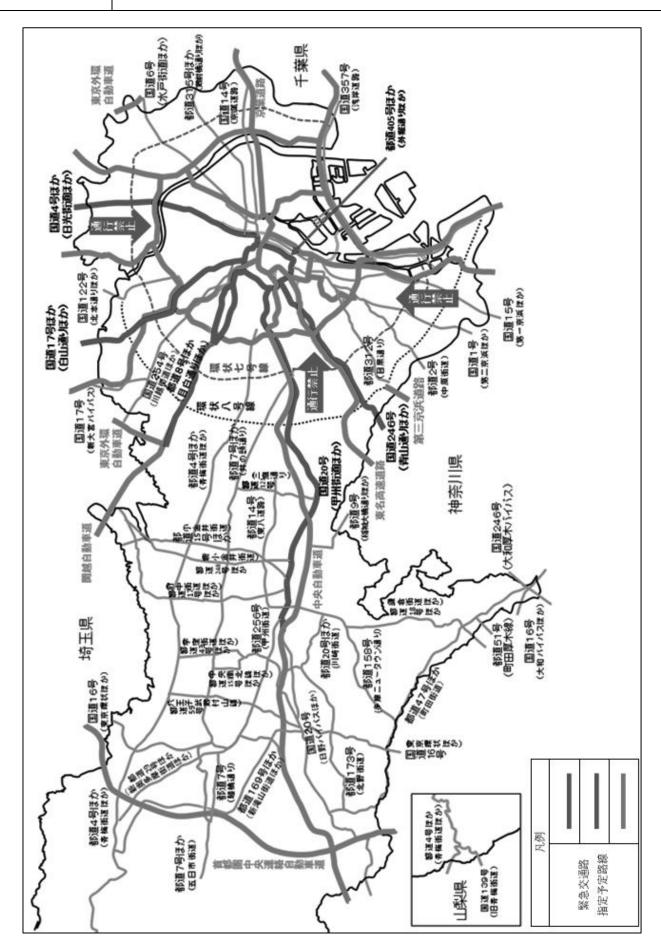
公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。



資料 20304 緊急自動車専用路指定予定路線

国道	4号ほか(日光街道ほか)	17号ほか(白山通りほか)
	20 号 (甲州街道ほか)	246 号(青山通りほか)
都道	8号ほか(目白通り)	405 号ほか(外堀通りほか)
	8号(新目白通り)	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道		

大震災時における交通規制図〔第二次〕



緊急交通路指定予定路線

	•	•	•
国道1号			
(永代通り)	国道6号	国道 14 号	国道 15 号
国道1号	(水戸街道ほか)	(京葉道路)	(第一京浜ほか)
(第二京浜ほか)			
国道 17 号	国道 122 号	国道 254 号	国道 357 号
(新大宮バイパス)	(北本通りほか)	(川越街道ほか)	(湾岸道路)
		都道7号ほか	
都道2号	都道4号ほか	(井の頭通りほか)	都道 312 号
(中原街道)	(青梅街道ほか)	都道7号	(目黒通り)
		(睦橋通り)	
	国道 16 号		
	(東京環状ほか)		
都道 315 号ほか	国道 16 号	国道 20 号	国道 139 号
(蔵前橋通りほか)	(東京環状)	(日野バイパスほか)	(旧青梅街道)
	国道 16 号		
	(大和バイパスほか)		
国道 246 号	都道9号	都道 14 号	都道 15 号ほか
(大和厚木バイパス)	(稲城大橋通りほか)	(東八通り)	(小金井街道)
都道 17 号ほか	都道 18 号ほか	都道 20 号ほか	都道 29 号ほか
(府中街道ほか)	(鎌倉街道ほか)	(川崎街道)	(新奥多摩街道ほか)
都道 43 号ほか	都道 47 号ほか	都道 51 号	都道 59 号
(芋窪街道ほか)	(町田街道)	(町田厚木線)	(八王子武蔵村山線)
都道 121 号	都道 248 号ほか	都道 256 号	
(三鷹通り)	(新小金井街道)	(甲州街道)	

資料	20	720	7
二十	/	ハンし) (

都道の応急・復旧対策

都建設局

機関名		応急措置及び応急復旧対策			
都 建 設 局(北多摩南部建事務所	応急措置	1 都道や緊急障害物除去路線に指定された区市町村道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して緊急点検を行う。2 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。3 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。			
事務所)	復旧対策	1 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。			

資料 20308

高速自動車道路の応急・復旧対策

中日本高速道路

機関名		応急措置及び応急復旧対策				
中日本高速道路	応急措置	1 大地震が発生したときは、高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。 2 大震災が発生した場合には、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常体制を確保し、直ちに災害応急活動に入る。 3 地震発生後、次の基準に従って、警察当局と協力して通行禁止規制を行い、ラジオ、情報板、看板、会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。				
速道			計 測 震 度 4.0未満	通行規制の内容		
路			4.0以上5.0未満	速度規制		
		į	5.0以上(震度5強以上)	通行止		
	1 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 2 通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっ 対 策 上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可 状態に速やかに復旧させる。					

水道施設に関する震災対策(都水道局)

1 予防対策

- (1) 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化 について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時 施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- (2) 管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。
- (3) 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送配水管のネットワーク化を進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- (4) 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家 用発電設備を新設・増強し必要な電力を確保する。
- (5) 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に 従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う(局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体 と協定を締結している。)。
- (6) 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行うっている。
- (7) 水道局施設内に存在するブロック塀や劣化したブロック塀等について、現行法規に適合するよう安全対策を施工済み(令和2年度完了)。

2 応急対策

- (1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常個所の情報を把握するとともに、水道施設及び工場現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- (3) 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- (4) お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- (5) 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- (6) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- (7) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに排水調整を行う。
- (8) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (9) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。
- (10) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。
- (11) 水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。

3 復旧対策

- (1) 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- (2) 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- (3) 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (4) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (5) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小菅の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- (6) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水 装置の破損等については、応急措置を実施する。
- (7) 都水道局では、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

電気施設に関する震災対策

東京電力

1 予防対策

(1) 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、 きめ細かい設計を行い施工している。

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
		○機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G程度、ダム・水門扉・鉄管固定台は、河
水力発電		川法(昭和39年法律第167号)又は電気事業法(昭和39年法律第170号)に
		より耐震設計を行っている。
		○機器は、動的設計 (0.3G 共振正弦2波)、屋外鉄構は静的水平加速度0.5
変電		G (地震時においては風圧荷重を考慮しない。)、機器と屋外の基礎は、水平
		加速度 0.2G以上としている。
	架空線	○地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風
送電	木工水	圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	○油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
		○地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている
配電		風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同
		基準に基づいた設備形成をしている。
通信		○変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

- (注) 1 Gは、概ね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル
- (2) 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- (3) 送電線は、変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- (4) 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- (5) 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価の上、継続して対策内容の検討を進める。

2 応急対策

- (1) 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。
- (2) 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- (3) 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- (4) 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる官公庁等の機関、避難所等を優先する ことを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果 の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- (5) 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても これに準じて実施する。

3 電気施設の復旧対策

- (1) 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する(主な手順は以下のとおり)。

- ア 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- イ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ウ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- エ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- オ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- カ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- キ 配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
- ク 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

市契約管理課

1 市における電源確保

市は、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進するとともに、民間企業の技術開発等を踏まえて蓄電システムの導入の検討を行う。

ガス施設に関する震災対策

東京ガス

1 予防対策

- (1) 製造所·整圧所設備
 - ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
 - イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。
- (2) 供給設備
 - ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に 努める。
 - イ 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリング する。
 - ウ この情報を解析し高密度に被害想定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

施設名	都市ガス関連の安全化対策		
	○施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向		
製造施設	上及び安全性を確保		
表坦旭权	○緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、		
	二次災害の防止		
	○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設		
供給施設	設備は必要に応じて補強		
一	○二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放		
	散塔など緊急対応設備を整備		
通信施設	○ループ化された固定無線回線の整備		
	○可搬型無線回線の整備		
	○地震計センサーの設置		
	LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー		
その他の安全	(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置		
設備	○安全装置付ガスメーターの設置		
	建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコン		
	メーターを設置		

2 応急対策

- (1) 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する(東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。)。
- (2) 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP (事業継続計画) を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- (3) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- (4) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (5) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- (6) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (7) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- (8) 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
- (9) 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

3 復旧対策

- (1) ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する(具体的な手順は以下のとおり)。
 - ア 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - イ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。

- ウ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- エ 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- オ 都市ガスの復旧は、2,000~3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を 分割する。
- カ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを 行う。
- キ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ク ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して 利用再開する。
- (2) さらに、必要に応じて次の対応を行う。
 - ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには移動式ガス発生設備を用いて、スポット的にガスを 臨時供給する。
 - イ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復 旧予定などの情報をいち早く広報する。

通信事業者の震災対策

1 活動態勢

機関名	実施内容
日本郵便株式会社東京支社	2 非常災害対策本部の設置 (1) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2) 非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2 非常参集体制等 速やかく社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。 3 通信手段の確保 災害発生後は、直もに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 4 災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。 5 災害の拡大防止活動 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。 6 救助・救急及び消入活動 災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、発災後初期段階においては、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。 7 避難活動 災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、郵便局等の不特定多数の者が利用する施設においては、利用者等を避難場所に適切に誘導するものとする。特に、大地震発生時に津波のおそれのある地域においては、津波警報、地方公共団体からの避難命令等の情報収集に万全を期すこととする。なお、その際には、高齢者、障害者等の災害時要支援者に十分配慮する。 8 施設及び設備の応急復日活動 災害発生後は、災害の種類及び被害状況にむし、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の応急度検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復日を速やかに行う。 9 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の連営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。

NTT東日本

NTTドコモ

ョンズ

NTTコミュニケーシ

1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、次に定める態勢により対処する。

,	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害の発生が予想される場合
	第1非常態勢	・激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害)が発生した場合
		・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害(国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対
		応できず支援が必要な規模の災害) が発生した場合
	第3非常態勢	・警戒宣言が発せられた場合 ・中規模な災害(国に特定災害対策本部が設
アクシ		置される規模の災害又は各会社が単独で対応できる規模の災害)が発生した場合
ョン		・東海地震注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
		が発表された場合・北海道・三陸沖後発地震注意報(注1)が
		発表された場合
	災害復旧態勢	・災害等(被災支社・支店等が単独で対応で
	(注2)	き、対策組織の一部の班の対応のみで対応が可能な規模の災害等)が発生した場合
		・被災支社・支店等が支援を必要とするが災
		害対策機器類の支援(危機の運搬・運用作業
		を含む。)等に留まる場合(広域応援体制に
		至らないと判断する場合)

注1:日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する注意情報 注2ドコモのみ

2 災害対策組織

- (1) 非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておく。
- (2) 対策組織を次のとおり区分する。

(A) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C			
対策組織	機能		
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報共有活動の		
	実施		
	・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施		
支援本部	・非常災害対策活動の支援		
地震災害警戒本部	・東海地震の発生に備えた対策活動の実施		
災害対策本部	・非常災害対策活動の実施		
緊急災害対策本部	・緊急災害対策活動の実施		

1 災害対策本部の設置及び運営

KDDI

- (1) 災害が発生し、通信サービスを確保するための応急復旧活動が必要であると判断された場合、あるいは国から大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合本社に災害対策本部を設置する。
- (2) 同本部は、社長を長とし、通信の疎通確保に関する対策、営業、管財、広報、管理及び救護に関する対策等、災害対策に関する一切の活動を組織的かつ統一的に指揮する。

- (3) 関係事業所には必要に応じて現地対策室を設置し、災害対策本部の指示の下に災害復旧活動を行う。
- (4) 都本部並びに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。
- 2 災害対策要員の招集と任務
 - (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておいた所定要員を非常招集する。
 - (2) 対策要員は災害対策本部長の指揮の下所定業務を遂行する。
- 3 情報連絡活動
 - (1) 社外関係機関との連絡・調整は、東京都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等を利用する。
 - (2) 社内及び社外間の連絡は社内連絡網、災害時優先指定済の加入電話、携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ等を利用する。

1 緊急事態区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合(以下「緊急事態」という。)は、次に 定める緊急事態により対策組織を確立して被災の回復又は予防の措置を講ずる。

非常態勢の区分	緊急事態の情勢
レベルIV	激甚災害(国に緊急災害対策本部が設置される規模の
	災害)が発生した場合
レベルIII	大・中規模な災害が発生した場合
レベルⅡ	小規模な災害が発生した場合
レベル I	災害の発生が予想される場合

ソフトバンク

2 緊急事態に対応する対策組織を次のとおりあらかじめ編成しておく。

対策組織	機能
緊急対策本部	事業全体の災害対策活動の実施
災害対策本部	業務部門の災害対策活動の実施
エリア復旧本部	地域内の復旧に特化した災害対策活動の実施
事故対策本部	軽微な災害に対する対策活動の実施
事故対策本部(警備)	災害の発生に備えた警備活動の実施

2 応急対策

機関名	実施内容
日本郵便株式会社東京支社	1 災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講 じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、 郵便局における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たる。 2 郵便物の送達の確保 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、次 の措置を講ずる。 (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及 び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、 臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。 (2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場 合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行 う。 (3) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと 認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限 って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止す る。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 3 窓口業務の維持 災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務 継続が不能となった郵便局について、仮局含急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口 の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。 4 その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常服務体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のた めに必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調 達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。
NTT東日本	1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した 電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとと もに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状况、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状况、そ通状况及び停電状况 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報 3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生 が予想されるときは、その状況に応じて、次に揚げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じること。 (7) その他、安全上必要な措置を講じること。

4 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を 図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業 法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
- 5 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努める。

6 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸 し出しに努める。

7 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震(震度6弱以上)や日本国内にて「津波警報」以上が発表された場合、あるいはその他災害等発生により著しく通信ふくそうが発生した(恐れ含む。)場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

1 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

2 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した 電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとと もに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象情報、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報
- 3 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。
- (3) 非常、緊急通話は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第8条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25条)第55条の定める所により、一般の通話に優先して取り扱うこと。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
- 4 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話、 衛星携帯電話等の貸出しに努める。

NTT

NTTドコモ

コミュニケーションズ

1 連報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

資料 20312 (5)

資料 20312	
Z	2 情報の収集、報告
	災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した 電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとと
	もに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等
	(2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
	(4) 被災設備、回線等の復旧状況
	(5) 復旧要員の稼動状況(6) その他必要な情報
	3 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を
	図る。
	(1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機
	に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の
	定めるところにより、一般の通話に優先して取扱うこと。
	(4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。
	1 通信疎通の管理、制御等
	電話用の疎通状態を24 時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのう回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施する。
	2 災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用
	を行う。
KDD I	3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として緊急連絡用設備、災害対策車両、車載型無線基地局、移動電源 車等を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを 使用し対応する。
	4 通信サービスの利用制限
	通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。
	5 携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話・衛星携
	#電話の貸し出しに努める。 1 通信の利用制限等の措置
	電気通信疎通が著しく困難になった場合は、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。
	2 災害用伝言板等の運用
	状況に応じて、災害用伝言板等の運用を開始する。 3 対策要員の確保
ソフトバンク	状況に応じて、あらかじめ決められた要員が対策組織毎に参集する。 4 災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
	災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無
	線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。 災害復旧等に係る組織において、災害対策用資機材、車両等の所在及び数量等を確認
	し、必要な手配等を実施する。

通信建物及び重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

5 通信建物・設備等の巡視と点検

6 携帯電話等の貸出 地方公共団体などから要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話の貸出しに努める。

3 復旧対策

3 復旧対策		1位			
機関名	実施内容				
日本郵便株式会社	物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行				
東京支社	う。	11.00.00			
			砂の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点		
)改良復旧を行う。		
	1 5	经害復旧			
	(1)被災後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。(2)被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。				
	2 復	夏旧の順位			
		順位	復旧する電気通信設備		
			気象機関に設置されるもの		
			水防機関に設置されるもの		
			消防機関に設置されるもの		
North			災害救助機関に設置されるもの		
NTT東日本		1	警察機関に設置されるもの		
NIDD			防衛機関に設置されるもの		
NTTコミュニケーショ			輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
ンズ			通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
			電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
NTTドコモ			ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
			水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
			選挙管理機関に設置されるもの		
		2	災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置		
			されるもの		
			預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの		
			国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるもの		
			を除く。)		
		3	第1順位及び第2順位に該当しないもの		
		J	第1順立及0第2順立に該当 ひなV でV		
	1 /1	旧工事のき	+m		
	1 復旧工事の計画 (1) 応急復旧工事				
	(1)		-ザ 通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施		
	一				
	9 0。 (2) 原状復旧工事				
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
NDD I	被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施				
KDD I	する。				
	(3) 本復旧工事				
	被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施す				
	る。				
	2 復旧の順位 第四十二章 アンドゥ・マント 予信のかける手長 いし、広告を口、広東を口及び大を口下すの順				
			当たっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順		
		実施する。 1875年			
		急復旧			
ソフトバンク	被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。				
	復旧にあたっては、行政機関等と連携し、早期復旧に努める。				

只有 20012	
	2 本復旧
	応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事
	項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。

防災拠点(本部拠点:市本部の運営のため必要な施設)

1 市本部設置施設

区分	主な役割	施設
市民センター周辺	市本部の活動場所	元気創造プラザ総合防災センター・生涯学習センタ
施設		<u> </u>
		本庁舎、第2庁舎、公会堂、教育センター
		第一中学校体育館
	支援物資の配送拠点又はストックヤード	総合スポーツセンター(メインアリーナ、サブアリー
		ナ)
	遺体収容所(検視・検案、仮安置等)	
	遺体安置所	総合スポーツセンター(武道場、弓道場など)
市内施設	ヘリポート	第一中学校校庭、大沢野川グラウンド

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
元気創造プラザ	新川六丁目37番1号	45-1151	45-1190 (総務部防災課)	181
三鷹市民センター (本庁舎、第2庁舎、公会堂、)	野崎一丁目1番1号	45-1151	_	_
教育センター	新川六丁目35番28号	45-1151	43-0320	400
第一中学校	下連雀九丁目10番1号	44-5371	76-0670	421
大沢野川グラウンド	大沢五丁目 21 番 12 号	_	_	_

2 市本部補完施設

区分	主な役割	施設
市本部連携施設	災害ボランティアセンター及び同運営本部	元気創造プラザ福祉センター
	を設置する施設	上連雀分庁舎
	災害時外国人支援センターを設置する施設	国際交流センター
市本部用備蓄倉庫	市本部が活動するための資機材や各地区間	元気創造プラザ倉庫、市民センター倉庫、新
	の物資の需給バランスを考慮し、供出する物	川倉庫、
	資等を保管する施設	三鷹台倉庫、牟礼複合施設倉庫、下連雀倉庫
都市基盤施設	ライフラインの拠点となる施設	水再生センター、
		ふじみ衛生組合
被災動物一時保護施設	収容被災動物を一時的に保護する場所	新川テニスコート

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
元気創造プラザ福祉センター	新川六丁目37番1号	46-1108	49-8437	020
上連雀分庁舎(ボランティアセンター)	上連雀八丁目3番10号	76-1271	76-1273	021
三鷹国際交流センター	下連雀三丁目30番12号	43-7812	43-9966	121
元気創造プラザ災害対策用備蓄倉庫	新川六丁目37番1号			_
市民センター災害対策用備蓄倉庫	野崎一丁目1番1号	_	_	_
新川災害対策用備蓄倉庫	新川四丁目25番68号	_	_	_
三鷹台災害対策用備蓄倉庫	井の頭二丁目13番2号	_	_	_
牟礼複合施設災害対策用備蓄倉庫	牟礼三丁目9番2号			_
下連雀災害対策用備蓄倉庫	下連雀八丁目10番1号	_	_	_

水再生センター	新川一丁目1番1号	03-3309-1447	03-3309-9148	540
ふじみ衛生組合	調布市深大寺東町七丁目 50番地 30	042-482-5497	042-482-5491	751
新川テニスコート	新川六丁目23番13号	_		_

防災拠点 (医療保健拠点)

(保健衛生拠点)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
総合保健センター	新川六丁目37番1号	46-3254	46-4827	600
薬剤師会医薬品管理センター	新川六丁目35番28号	49-7766	47-8080	620

(医療拠点)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線	
◆災害拠点病院及び市後方医療施設					
杏林大学医学部付属病院(※)	新川六丁目20番2号	47-5511	47-3821	636	
◆災害拠点連携病院					
野村病院	下連雀八丁目3番6号	47-4848	47-4877	635	
三鷹中央病院	上連雀五丁目23番10号	44-6161	48-9009	638	
◆災害医療支援病院					
三鷹病院	下連雀五丁目1番12号	47-6101	42-7463	633	
井之頭病院	上連雀四丁目14番1号	44-5331	44-0388	637	
長谷川病院	大沢二丁目 20番 36号	31-8600	31-5073	639	
東京国際大堀病院	下連雀四丁目8番40号	47-1000	46-8214	632	

[※]杏林大学医学部付属病院は、都の災害拠点病院として重病者の受け入れを行う医療機関であるとともに、市の後方医療 施設として医療拠点(拠点病院)に位置づけている。

(医療救護所)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
大沢台小学校(大沢地区)	大沢二丁目6番18号	32-2175	32-5734	408
高山小学校(東部地区)	牟礼四丁目6番12号	45-3275	76-0679	409
井口小学校(西部地区)	井口三丁目7番11号	31-5521	32-5802	413
第五小学校(井の頭地区)	井の頭二丁目34番21号	45-4171	43-4948	405
中原小学校(新川中原地区)	中原二丁目 12 番 13 号	45-2215	76-0680	411
南浦小学校(連雀地区)	下連雀九丁目9番1号	44-6385	45-5940	410
第三小学校(駅前地区)	上連雀四丁目 12番3号	43-2128	76-0675	403

[※]災害時医療救護所の設置場所は、被災状況により移設する場合がある。

防災拠点(地域災害対策拠点)

地域災害対策拠点(自主防災組織活動や被災市民のための施設)

1 避難所設置施設

]	区分	主な役割	施設
		地域避難所 (※)		コミュニティ・センター7施設
指定避難所	避難所	学校避難所	災害により家に戻れなくなった住民等を一 時的に滞在させるための施設	市立小中学校 22 校 (一中は校舎のみ)
難所		協定避難所		協定締結施設
	福祉避	難所	通常の避難所での生活が困難な方を受入れ る施設	公設福祉施設及び協定締結施設

[※]自主防災組織本部としても使用する。

(地域避難所)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25番 30号	32-6986	32-6924	310
牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目6番25号	49-3441	49-3442	320
井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13番 32号	32-7141	32-7142	330
井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目32番30号	44-7321	44-7322	340
新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目11番1号	49-6568	49-6569	350
連雀コミュニティ・センター	下連雀七丁目 15番4号	45-5100	76-0055	360
三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀三丁目13番10号	71-0025	71-0027	370

(学校避難所:小学校)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
第一小学校(校舎・体育館)	新川六丁目4番32号	43-1177	43-0790	401
第二小学校(校舎・体育館)	野崎三丁目19番1号	32-3231	32-5813	402
第三小学校(校舎・体育館)	上連雀四丁目12番3号	43-2128	76-0675	403
第四小学校(校舎・体育館)	下連雀一丁目25番1号	44-5373	42-3590	404
第五小学校(校舎・体育館)	井の頭二丁目34番21号	45-4171	43-4948	405
第六小学校(校舎・体育館)	下連雀六丁目13番1号	44-6376	76-0677	406
第七小学校(校舎・体育館)	上連雀七丁目7番7号	44-5378	76-0678	407
大沢台小学校(校舎・体育館)	大沢二丁目6番18号	32-2175	32-5734	408
高山小学校(校舎・体育館)	牟礼四丁目6番12号	45-3275	76-0679	409
南浦小学校(校舎・体育館)	下連雀九丁目9番1号	44-6385	45-5940	410
中原小学校(校舎・体育館)	中原二丁目 12番 13号	45-2215	76-0680	411
北野小学校(校舎・体育館)	北野三丁目1番5号	47-0551	76-0681	412
井口小学校(校舎・体育館)	井口三丁目7番11号	31-5521	32-5802	413
東台小学校(校舎・体育館)	中原二丁目 17番 37号	47-7457	43-0383	414
羽沢小学校(校舎・体育館)	大沢四丁目9番1号	32-8431	32-5774	415

(学校避難所:中学校)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
第一中学校(校舎)	下連雀九丁目10番1号	44-5371	76-0670	421
第二中学校(校舎・体育館)	野崎三丁目14番1号	31-6372	31-5110	422
第三中学校(校舎・体育館)	牟礼四丁目13番8号	44-6181	76-0671	423
第四中学校(校舎・体育館)	上連雀四丁目 18番7号	43-9141	76-0672	424
第五中学校(校舎・体育館)	新川一丁目7番20号	45-3201	76-0673	425
第六中学校(校舎・体育館)	新川二丁目12番17号	49-1833	76-0674	426
第七中学校(校舎·体育館)	大沢二丁目11番12号	31-1118	32-5782	427

(協定避難所)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
明星学園小中学校	井の頭五丁目7番7号	43-2197	47-6905	440
三鷹中等教育学校	新川六丁目 21 番 21 号	46-3311	49-8429	430
国際基督教大学	大沢三丁目10番2号	33-3038	33-9887	450
ルーテル学院大学	大沢三丁目 10番 20号	31-4611	34-4481	460

(福祉避難所)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
北野ハピネスセンター	北野一丁目9番29号	48-6331	43-0304	640
下連雀複合施設	下連雀四丁目15番18号	48-8843	_	641
福祉コアかみれん	上連雀四丁目1番8号	48-0648	_	642
新川作業所(※)	新川三丁目10番8号	41-5959	_	643
牟礼老人保健施設はなかいどう	牟礼六丁目 12番 30号	44-7700	_	661
弘済ケアセンター	下連雀五丁目2番5号	43-8122	_	663
高齢者センター・けやき苑	深大寺二丁目29番13号	34-5440	_	664
元気創造プラザ子ども発達支援センター	新川六丁目37番1号	45-1122	_	830
恵比寿苑	牟礼一丁目9番20号	48-5577	_	665
ライフコミューン深大寺	野崎三丁目 13番 26号	26-1188	_	
ライフコミューンつつじヶ丘	中原一丁目6番25号	03-6279-6191	_	
ガーデンテラス仙川	北野四丁目8番40号	03-6279-6180	_	667
ピオーネ三鷹	井口一丁目17番22号	26-1070	26-1071	668
特別養護老人ホーム三鷹げんき(※)	大沢四丁目10番5号	26-4798	26-4799	669
巣立ち風(※)	野崎二丁目6番42号	34-2761	39-7781	670
チャイルドデイケア ケンパ井の頭 (※)	井の頭一丁目14番5号	70-0960	70-0961	_
大沢にじの里 (※) 未来工房にじ (※)	大沢一丁目6番3号	39-2411	39-2412	671
にじアート (※)	新川四丁目11番13号	43-0727	43-5077	_
ワークショップハーモニー (※)	大沢一丁目1番43号	26-8620	30-2021	_
工房 時 (※)	四战二十日 6 亚 41 日	30-5571	00 5570	679
野ざきの家 (※)	野崎二丁目6番41号	30-5575	30-5572	672
アクティビティセンターはばたけ(※)	野崎三丁目17番9号	32-3234	32-3274	_
三鷹ひまわり第一共同作業所(※)	下連雀四丁目8番20号	76-0388	76-0387	673
三鷹ひまわり第三共同作業所(※)	下連雀三丁目11番8号	72-0231	72-4120	013
ニチイホーム三鷹	中原二丁目1番15号	70-1200	70-1201	674
ニチイホーム三鷹Ⅱ番館	中原二丁目10番1号	70-0031		014
サザン	上連雀一丁目1番3号	56-8261	56-8269	675
放課後等デイサービスまどか	上連雀六丁目1番2号	24-9604	26-7357	_

※施設利用者の直接避難が可能な施設

2 避難所補完施設

区分役割	主な役割	施設
臨時避難所	避難者を一次避難所に収容しきれない場合 に応急的に避難所を開設	市立保育園、地区公会堂等の市施設

(臨時避難所:保育園等)

施設名	所在地	電話	FAX	MCA無線
東多世代交流センター	牟礼二丁目 13 番 19 号	46-0408	46-7070	840
西多世代交流センター	深大寺二丁目3番5号	32-8765	32-8844	850
中央保育園	上連雀六丁目 11 番 16 号	40-7540	40-7541	501
南浦東保育園	下連雀六丁目12番1号	40-7166	40-7167	502
あけぼの保育園	上連雀四丁目 11 番 21 号	40-7555	40-7556	503
新川保育園	新川五丁目7番2号	40-7553	40-7554	504
三鷹南浦西保育園	下連雀七丁目2番1号	40-7551	40-7552	505
山中保育園	上連雀七丁目19番1号100	40-7542	40-7543	507
中原保育園	中原四丁目35番4号101	40-7170	40-7171	509
下連雀保育園	下連雀四丁目19番4号	40-7160	40-7161	510
上連雀保育園	上連雀五丁目1番27号	40-7168	40-7169	511
野崎保育園	野崎三丁目 12番 11号	39-7050	39-7051	512

(臨時避難所:地区公会堂)

施設名	所在地	施設名	所在地
大沢地区公会堂(※)	大沢三丁目4番3号	井の頭東部地区公会堂	井の頭一丁目3番18号
野崎地区公会堂	野崎二丁目4番29号	三鷹駅前地区公会堂	下連雀三丁目22番7号
井口地区公会堂	井口一丁目9番32号	北野地区公会堂	北野四丁目10番1号
東野地区公会堂	深大寺二丁目9番8号	高山地区公会堂	牟礼四丁目 13番 37号
上連雀地区公会堂	上連雀七丁目8番35号	下連雀南浦地区公会堂	下連雀七丁目5番1号
深大寺地区公会堂	深大寺一丁目 15 番 27 号	大沢原地区公会堂	大沢一丁目12番6号
牟礼地区公会堂	牟礼三丁目9番2号	上連雀新道北地区公会堂	上連雀二丁目 12 番 14 号
下連雀地区公会堂	下連雀四丁目 15番 18号	牟礼東地区公会堂(※)	牟礼一丁目14番2号
牟礼西地区公会堂	牟礼六丁目1番21号	天神前地区公会堂	北野三丁目 11 番 35 号
牟礼南地区公会堂	牟礼五丁目4番11号	下連雀八丁目地区公会堂	下連雀八丁目2番9号
三鷹台地区公会堂	井の頭二丁目2番18号	中原一丁目地区公会堂	中原一丁目 26 番 15 号
下連雀むらさき地区公会堂	下連雀二丁目 10番 21号	新川三丁目地区公会堂	新川三丁目 20 番 18 号
中原地区公会堂	中原四丁目 5番 13 号	井口西地区公会堂(※)	井口四丁目7番13号
山中地区公会堂	上連雀八丁目 21 番 14 号	新川宿地区公会堂	新川六丁目5番17号
上連雀通北地区公会堂	上連雀五丁目 16番 26号	井の頭地区公会堂(※)	井の頭五丁目10番24号
上連雀堀合地区公会堂(※)	上連雀一丁目 15番 15号	大沢下原地区公会堂	大 沢五丁目1番18号

※災害時在宅生活支援施設として指定

3 災害時在宅生活支援施設

主な役割	施設
在宅避難者のための炊出設備や組立トイレなどを	地区公会堂、公園・児童遊園・広場などのうち指定された場所
設置	

施設名	所在地	住区
下連雀六丁目防災広場	下連雀六丁目 10番4号	連雀地区
上連雀堀合地区公会堂	上連雀一丁目 15番 15号	駅前地区
東野児童公園	深大寺二丁目6番8号	西部地区
中原青少年広場	中原四丁目 17番 19号	新川中原地区
三鷹台児童公園	井の頭一丁目3番26号	井の頭地区
牟礼東地区公会堂	牟礼一丁目 14番2号	東部地区
下連雀きたうら児童公園	下連雀四丁目19番9号	駅前地区
井口西地区公会堂	井口四丁目7番13号	西部地区
大沢地区公会堂	大沢三丁目4番3号	大沢地区
水源の森あけぼのふれあい公園	上連雀五丁目 16番 30号	連雀地区
井の頭地区公会堂	井の頭五丁目10番24号	井の頭地区
かみさん広場	上連雀三丁目1番	駅前地区
連雀中央公園	上連雀六丁目14番1号	連雀地区
深大寺地区公会堂	深大寺一丁目 15番 27号	西部地区
中原もみじ防災公園	中原一丁目 10番 14号	新川中原地区

資料 20404 防災拠点(帰宅困難者支援拠点)	資料 20404
--------------------------	----------

帰宅困難者支援拠点

種類	主な役割	施設
一時滯在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困	三鷹産業プラザ
	難者を一時的に受け入れる施設	三鷹ネットワーク大学
		三鷹市消費者活動センター(三鷹駅前地区公
		会堂)
		三鷹市芸術文化センター
		メッセ三鷹ビル
		創価学会三鷹平和会館
		井の頭コミュニティ・センター※
		三鷹中等教育学校(都指定)

※避難所として使用しない場合に限る。

施設名	所在地	電話	ファクス	MCA 無線
三鷹産業プラザ	下連雀三丁目38番4号	40-9911	40-9750	022
三鷹ネットワーク大学	下連雀三丁目24番3号	40-0313	40-0314	_
三鷹市消費者活動センター(三鷹駅前地区公会堂)	下連雀三丁目22番7号	43-7874	45-3300	760
三鷹市芸術文化センター	上連雀六丁目 12番 14号	47-9100	47-6700	023
メッセ三鷹ビル	下連雀三丁目 45 番1号	ı	1	_
創価学会三鷹平和会館	牟礼六丁目1番48号	72-5566	72-5567	_
井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目32番30号	44-7321	44-7322	340
三鷹中等教育学校(都指定)	新川六丁目 21 番 21 号	46-3311	49-8429	430

資料 20405

1 飲料水給水所

種類	主な役割	施設
給水所給水拠点	浄水施設からの飲料水給水	上連雀給水所、三鷹新川給水所
貯水槽給水拠点	耐震性貯水槽からの給水	水道水循環式貯水槽6基

(給水所給水拠点)

No.	名称	所在	容量	備考	
1	三鷹新川給水所	新川二丁目1番15号	3, 330m ³	分画区域内で給水	
2	上連雀給水所	上連雀九丁目 41 番 4 号	5, 430m ³	分画区域内で給水	

(貯水槽給水所)

No.	名称	所在	容量	備考
1	第三中学校	牟礼四丁目13番8号	$100 \mathrm{m}^3$	水道水循環式 耐震性貯水槽飲料水兼用型
2	第四中学校	上連雀四丁目18番7号	$100 \mathrm{m}^3$	水道水循環式 耐震性貯水槽飲料水兼用型
3	新川島屋敷通り	新川四丁目25番	$100 \mathrm{m}^3$	水道水循環式 耐震性貯水槽飲料水兼用型
4	市民センター	野崎一丁目1番1号	$100 \mathrm{m}^3$	水道水循環式 耐震性貯水槽飲料水兼用型
5	上連雀三丁目暫定集会施設	上連雀三丁目1番	60m^3	水道水循環式 耐震性貯水槽飲料水兼用型
6	都営中原四丁目第二アパート	中原四丁目 35番	$210 \mathrm{m}^3$	水道水循環式

2 生活用水給水施設

種類	主な役割	施設
生活用水給水所	市が管理する災害対策用井戸及び	一部の市立小中学校、コミュニティ・センター等施設内
	防災水槽からの給水	井戸及び貯水槽
プール	プール水の利用	市立小中学校及びコミュニティ・センターのプール
震災用井戸	震災用井戸に指定した民間井戸	
協定給水拠点	生活用水の供給	生活用水供給協定の締結施設

(生活用水給水所)

No.	名称	所在	井戸	貯水槽	備考
1	第一小学校	新川六丁目4番32号	0	_	
2	第四小学校	下連雀一丁目25番1号	\circ	$50 \mathrm{m}^3$	井戸水貯留式
3	第五小学校	井の頭二丁目34番21号	0	$50 \mathrm{m}^3$	井戸水貯留式
4	第六小学校	下連雀六丁目13番1号	0	$50 \mathrm{m}^3$	井戸水貯留式
5	大沢台小学校	大沢2二丁目6番18号	\circ	50m^3	井戸水貯留式
6	東台小学校	中原二丁目 17番 37号		50m^3	水道水貯留式
7	第二中学校	野崎三丁目14番1号	\circ	$50 \mathrm{m}^3$	井戸水貯留式
8	井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 32 号		$50 \mathrm{m}^3$	水道水貯留式
9	上連雀堀合地区公会堂	上連雀一丁目 15 番 15 号	\circ	_	
10	下連雀児童公園	下連雀三丁目6番18号	\circ		
11	北野ハピネスセンター	北野一丁目9番29号	\circ		
12	御嶽神社	深大寺一丁目14番1号	0	$50 \mathrm{m}^3$	井戸水貯留式
13	古八幡社	大沢五丁目1番号		$50 \mathrm{m}^3$	水道水貯留式

(震災用民間井戸)

1/12/2							
No.	番号	所在	指定年月日	No.	番号	所在	指定年月日
1	中1	中原四丁目14番9号	平成15年1月23日	25	上9	上連雀六丁目 32番 41号	平成15年1月23日
2	中4	中原三丁目6番8号	平成15年1月23日	26	上10	上連雀五丁目1番8号	平成20年3月27日
3	中5	中原二丁目 11 番 12 号	平成15年1月23日	27	下2	下連雀四丁目 13番 17号	平成15年1月23日
4	新2	新川三丁目14番15号	平成15年1月23日	28	下3	下連雀一丁目 28番 23号	平成15年1月23日
5	新4	新川三丁目4番14号	平成15年1月23日	29	井口1	井口三丁目3番31号	平成15年1月23日
6	北1	北野四丁目13番5号	平成17年3月16日	30	井口2	井口四丁目2番18号	平成15年1月23日
7	北2	北野一丁目6番17号	平成27年10月5日	31	野3	野崎四丁目6番25号	平成15年1月23日
8	井の1	井の頭二丁目 32番 18号	平成26年5月29日	32	野4	野崎三丁目6番31号	平成20年10月10日
9	井の2	井の頭五丁目2番20号	平成24年7月10日	33	大2	大沢二丁目12番2号	平成15年1月23日
10	井の3	井の頭二丁目 33番 12号	平成15年1月23日	34	大3	大沢三丁目8番14号	平成15年1月23日
11	井の4	井の頭二丁目 12番 12号	平成18年12月19日	35	大6	大沢六丁目3番23号	平成15年1月23日
12	井の5	牟礼三丁目 16番	平成27年10月5日	36	大7	大沢三丁目10番2号	平成15年1月23日
13	井の6	井の頭二丁目 22番 26号	平成26年10月27日	37	大8	野崎三丁目 27番 27号	平成15年1月23日
14	井の7	井の頭一丁目 10番 22号	平成28年11月21日	38	大9	大沢五丁目6番	平成27年11月30日
15	牟1	牟礼五丁目10番24号	平成15年3月17日	39	深1	深大寺二丁目 44 番	平成27年12月25日
16	牟2	牟礼五丁目11番1号	平成15年3月17日				
17	牟3	牟礼五丁目8番44号	平成25年9月24日				
18	牟4	牟礼一丁目 16番 14号	平成15年1月23日				
19	牟5	牟礼一丁目 13番	平成28年3月22日				
20	牟8	牟礼五丁目4番32号	平成15年1月23日				
21	牟10	牟礼六丁目3番8号	平成15年1月23日				
22	牟12	牟礼五丁目11番5号	平成15年1月23日				
23	上2	上連雀四丁目 10番9号	平成15年1月23日				
24	上5	上連雀六丁目 32番 40号	平成15年1月23日				
_							

^{*}震災用井戸案内板を設置

次小小	2040	\sim
二十八	/()41(n
5-3/1-1		\sim

防災拠点(避難活動拠点)

1 一時集合場所

種類	主な役割	施設
一時集合場所	避難場所に集団避難するため、近	住民自ら定めた小規模の児童遊園や地区公会堂敷地
	隣住民が一旦集合する場所	などの小スペース

2 一時避難場所(指定緊急避難場所)

種類	主な役割	施設
一時避難場所	地震発生に伴い周辺地域の住民が	学校の校庭、ゴルフ練習場、協定締結運動場など、通
(閉鎖型)	一時避難するオープンスペース	常は閉鎖管理されているが、災害時に開錠して使用
	で、安全確認後、帰宅又は避難所	(開錠方法を定めるとともに、一時避難場所表示板を
	に移動する。	設置して周知する。)
一時避難場所		常時開放されている公園など
(開放型)		

(一時避難場所:閉鎖型)

場所	所在
第一小学校(校庭)	新川六丁目3番32号
第二小学校(校庭)	野崎三丁目19番1号
第三小学校(校庭)	上連雀四丁目12番3号
第四小学校(校庭)	下連雀一丁目25番1号
第五小学校(校庭)	井の頭二丁目34番21号
第六小学校(校庭)	下連雀六丁目13番1号
第七小学校(校庭)	上連雀七丁目7番7号
大沢台小学校 (校庭)	大沢二丁目6番18号
高山小学校(校庭)	牟礼四丁目6番12号
南浦小学校(校庭)	下連雀九丁目9番1号
中原小学校(校庭)	中原二丁目 12番 13号
北野小学校 (校庭)	北野三丁目1番5号
井口小学校(校庭)	井口三丁目7番11号
東台小学校(校庭)	中原二丁目17番37号
羽沢小学校(校庭)	大沢四丁目9番1号
第二中学校(校庭)	野崎三丁目14番1号

場所	所在
第三中学校(校庭)	牟礼四丁目13番8号
第四中学校(校庭)	上連雀四丁目 18番7号
第五中学校(校庭)	新川一丁目7番20号
第六中学校(校庭)	新川二丁目12番17号
第七中学校(校庭)	大沢二丁目 11 番 12 号
井口特設グラウンド	井口一丁目6番
都立三鷹中等教育学校(校庭)	新川六丁目21番21号
大成高等学校グラウンド	上連雀六丁目7番5号
明星学園小中学校(校庭)	井の頭五丁目7番7号
明星学園高等学校(校庭)	牟礼四丁目 15番 22号
久我山ゴルフ	牟礼一丁目2番14号
仙川ゴルフ練習場	中原一丁目3番6号
武蔵グランドゴルフ	北野一丁目7番22号
花と緑の広場	牟礼一丁目 11 番 26 号
杏林大学井の頭キャンパス	下連雀五丁目4番1号

(一時避難場所:開放型)

場所	所在
新川あおやぎ公園	新川一丁目11番16号
牟礼の里公園	牟礼三丁目7番7号
農業公園	新川六丁目30番22号
仙川平和公園	新川六丁目7番1号
三鷹中央防災公園	新川六丁目37番1号

3 広域避難場所(指定緊急避難場所)

種類	主な役割	施設
広域避難場所	大規模な火災等からの避難に適す る場所で、火災による輻射熱等から の安全であるオープンスペース	都立公園等の大規模なオープンスペース並びに不燃及 び耐震性の高い複数の中高層建築物で囲われている集 合住宅団地など

広域避難場所	避難地面積 (概算) (千㎡)	想定避難区域	最遠距離 (概算) (km)	避難人口 (概算) (人)
東京都立井の頭恩賜公園 (うち井の頭自然文化園) (うち西園)	223. 6 (115. 5) (24. 9)	井の頭一丁目~五丁目 下連雀一丁目~五丁目 牟礼三丁目・四丁目・六丁目	2. 0	50, 500
新川島屋敷通り団地	93. 4	章礼一丁目・二丁目・五丁目・七丁目 北野一丁目~三丁目 新川二丁目~六丁目 中原三丁目	2. 0	33, 100
国際基督教大学 東京神学大学 ルーテル学院大学 東京都立野川公園	1, 437. 2	井口一丁目~五丁目 深大寺一丁目~三丁目 大沢三丁目 上連雀二丁目~五丁目 野崎二丁目・三丁目	2. 0	35, 700
国立天文台	261. 5	野崎四丁目 大沢一丁目・二丁目	2. 0	5, 300
東京都立武蔵野の森公園 (調布市・府中市部分含む)	237. 5	大沢四丁目~六丁目	1.5	6, 400
東京都立神代植物公園 (調布市深大寺元町)	474. 4	野崎一丁目 下連雀六丁目~九丁目 上連雀六丁目~九丁目	1.5	30, 900
調布市緑ヶ丘小学校周辺 (調布市緑ヶ丘)	86. 9	北野四丁目 新川一丁目 中原一丁目・二丁目・四丁目	1.5	14, 700
東京都立武蔵野中央公園 (武蔵野市八幡町)	100.8	上連雀一丁目	2.0	2, 900

資料 20407 災害時応援協定締結団体一覧(自治体等)

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
1	震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	東京都多摩地区市町村	被災市町村が他の多摩地域市町 村に応援を要請する応急措置等 の円滑な遂行
2	寄託契約(物資の保管管理)	昭和 53 年 4月1日	東京都福祉局	物資の保管等
3	災害時における水再生センターへのし 尿の搬入及び受入れに関する覚書	平成 23 年 12 月 27 日	東京都下水道局流域下水道本部	災害時に避難所等から発生する し尿の受入協力
4	武蔵野市三鷹市消防相互応援協定	昭和 56 年 6月1日	武蔵野市	消防の相互応援
5	三鷹市、府中市及び調布市に係る消防 の相互応援に関する協定	昭和 60 年 9月1日	府中市、調布市	消防の相互応援
6	三鷹市、小金井市の消防の相互応援に 関する協定	平成 21 年 3月 23 日	小金井市	消防の相互応援
7	姉妹市町災害相互応援協定	昭和 60 年 10 月 1 日	福島県矢吹町	大規模災害時の応急対策及び復 旧対策
8	姉妹都市町災害相互応援協定	平成 13 年 9月22日	兵庫県たつの市	大規模災害時の応急対策及び復 旧対策
9	災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 3月 16 日	国土交通省関東 地方整備局	災害時の各種情報交換
10	災害時における相互応援協定書	平成 26 年 3月 25 日	世田谷区	相互応援による協力
11	災害時における罹災証明書発行に関す る協定書	令和3年 3月22日	東京消防庁三鷹消防署	罹災証明書交付の相互応援
12	東京都及び区市町村相互の災害時等協力協定書	令和3年 12月27日	東京都都内区市町村	被災区市町村に対する迅速・円 滑な協力の実施
13	緊急時避難場所施設利用に関する協定 書	令和4年 3月31日	東京都、調布市府中市、狛江市	緊急時の施設利用

災害時応援協定締結団体一覧(民間団体等)

【食料品及び資機材等の供給及び貸与等に関する協定】

協定等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
1	災害時の米穀供給に関する協力 協定	昭和 55 年 4月1日	三鷹市米穀小売商組合	緊急食料の提供
2	災害時の麺類等の提供に関する 協定	平成 16 年 8月1日改正	東京都麺類協同組合	麺類等の提供
4	災害時における道路・下水道等の 応急対策に関する協力協定	令和4年 9月28日改正	三鷹市建設業協会	建設用資機材の提供・道路・下水道被 害の応急措置
7	災害時における食肉類の確保に 関する協力協定	平成5年 2月18日	東京都食肉事業協同組合多摩東支部	食肉類の提供
9	災害時における協力に関する覚 書	平成9年 10月27日	三鷹郵便局	車両・施設の提供・情報の相互提供
16	災害時における無線通信等の協 力に関する協定	平成 31 年 3月 27 日改正	日本無線(株)関東支社、J RCシステムサービス(株)	防災無線の優先復旧、無線機器の貸 与など
18	災害時における緊急輸送業務の 協力に関する協定	平成 14 年 11 月 21 日	東京都トラック協会多摩支部	緊急輸送に必要な車両及び運転手の 提供
21	災害時における農地の活用等に 関する協定	令和4年 3月22日改正	東京むさし農業協同組合	緊急避難場所、仮設住宅建設地等に 使用するための農地提供、人命救助 を行うための重機等の提供、生鮮食 品の提供
25	災害時における東八道路沿線5 市に対する青果物の提供及び避 難場所の敷地利用に関する協定	平成 24 年 11 月 1 日改正	東京多摩青果(株)	災害時の青果物の提供及び避難場所としての敷地の一部利用
29	災害時における応急食料品の優 先供給に関する協定	平成 19 年 12 月 25 日	山崎製パン(株)武蔵野工場	応急食料品の供給
31	災害時における医薬品等の優先 供給に関する協定	平成 20 年 11 月 19 日	酒井薬品 (株)	災害時における医薬品等の優先供給
32	災害時における福祉用具の優先 供給に関する協定	平成 20 年 11 月 19 日	(株) サカイ・ヘルスケアー	災害時における福祉用具の優先供給
33	災害時における飲料の優先供給 に関する協定	平成 20 年 11 月 19 日	東京コカ・コーラボトリング (株) 三鷹営業所	災害時における飲料の優先供給

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
35	災害時における棺等の優先供給 に関する協定	平成 22 年 3月 24 日	三鷹市葬祭業組合	災害時における遺体の応急的処理に 要する棺等の優先供給
39	災害時における飲料の優先供給 に関する協定	令和 25 年 6月 28 日	(株)伊藤園	災害時における飲料の優先供給
46	災害時における医薬品等の調達 業務に関する協定	平成 28 年 12 月 15 日	アルフレッサ(株)	災害時における医薬品等の優先供給
47	災害時における医薬品等の調達 業務に関する協定	平成 28 年 12 月 15 日	(株) スズケン府中第一支店	災害時における医薬品等の優先供給
48	災害時における医薬品等の調達 業務に関する協定	平成 28 年 12 月 15 日	(株)メディセオ	災害時における医薬品等の優先供給
50	災害時における医薬品等の調達 業務に関する協定	平成 29 年 6月1日	東邦薬品(株)	災害時における医薬品等の優先供給
52	災害時における地図製品等の供 給等に関する協定	平成 30 年 9月 10 日	(株) ゼンリン	住宅地図、広域地図等の無償貸与
59	災害時における物資の供給に関 する協定	令和2年 3月9日	セッツカートン (株)	段ボール製品の優先供給
62	災害時における移動式宿泊施設 等の提供に関する協定	令和2年 8月20日	(株) デベロップ	移動式宿泊施設等の優先的な提供
70	災害時における給電車両貸与に 関する協定	令和3年 1月25日	トヨタモビリティ東京(株)	給電車両の優先貸与
79	災害時における物資の供給に関 する協定	令和4年 7月29日	コーナン商事(株)	応急物資の確保・供給
80	災害時における帰宅困難者一時 滞在施設使用等に関する協定	令和5年 10月26日	(株)メッセ	帰宅困難者一時滞在施設としての使用(メッセ三鷹店)、デジタルサイネージによる情報提供、自社備蓄物資の提供
82	災害発生時における地域支援の ための人的支援及び車両等の提 供に関する協定	令和5年 11月10日	(株) ジェイコム東京武蔵 野・三鷹局	市備蓄品の運搬補助、自社備蓄物資の提供

【災害対応活動等に関する協定】

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
3	災害時の医療救護活動に関する 協定	令和3年 3月3日改正	公益社団法人三鷹市医師会	医療救護活動への協力
4	災害時における道路・下水道等の 応急対策に関する協力協定	令和4年 9月28日改正	三鷹市建設業協会	建設用資機材の提供・道路・下水道被 害の応急措置
5	災害時における応急対策業務に 関する協定	平成 25 年 5 月 1 日改正	三鷹市管工事業協同組合	下水道管等の復旧及び震災対策給水 施設の応急給水
6	災害時における応急対策業務に 関する協定	平成 25 年 5 月 1 日改正	村上工業(株)	下水道管等の復旧
8	災害時における非常災害用井戸 の利用に関する協定	平成7年 10月2日	(株) ジェーシービー	非常災害用井戸を利用した生活用水 等の応急給水
11	災害時における三鷹商工会の協 力に関する協定	平成 11 年 7月 16 日	公益法人三鷹商工会	道路啓開及び下水道等被害の応急措置並びに緊急物資の提供及び搬送等
12	災害時等におけるし尿処理に関 する協定	平成 13 年 2月 16 日	栄晃産業 (株)	仮設トイレを含めたし尿収集運搬及 び処理
13	災害時等におけるし尿処理に関 する協定	平成 13 年 2月 16 日	志賀興業(株)	仮設トイレを含めたし尿収集運搬及 び処理
15	災害時の歯科医療救護について の協定	平成 14 年 4月1日	東京都三鷹市歯科医師会	災害時における医療救護班の派遣
16	災害時における無線通信等の協 力に関する協定	平成 31 年 3月 27 日改正	日本無線(株)関東支社、J RCシステムサービス(株)	防災無線の優先復旧、無線機器の貸 与など
17	災害時における富士重工業㈱東 京事業所の協力に関する協定	平成 14 年 11 月 21 日	富士重工業(株)東京事業所	井戸の利用、避難場所の提供、社宅の 使用
19	災害時の医療救護活動について の協定	平成 15 年 1月 20 日	一般社団法人三鷹市薬剤師会	救護所における調剤及び服薬指導、 救護所等における医薬品の管理
22	防災パートナーシップに関する 協定	平成 16 年 1月 20 日	公益財団法人三鷹国際交流協会	災害発生時の外国人被災者に対する 通訳・安否確認などの応急対策活動 への協力
23	災害時における救出救助業務等 の協力に関する協定	平成 16 年 9月1日	東京都自動車整備振興会武 蔵野·三鷹支部	日常使用しているジャッキ、バール 等の工具の活用及び救出救助活動へ の協力

協定等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
24	災害時におけるボランティア活 動に関する協定	平成 18 年 7月1日	三鷹市社会福祉協議会	ボランティセンターの設置・運営に 必要な業務
26	災害時における応急救護活動に 関する協定	平成 25 年 9月 11 日改正	公益社団法人東京都柔道接骨師会武蔵野支部	災害時の傷病者に対する応急救護活動
27	災害時における理容サービス業 務の提供に関する協定	平成 19 年 7月 23 日	東京都理容生活衛生同業組合三鷹支部	災害時の避難所生活における高齢者 等への理容の衛生活動
28	災害時の応急救護活動における 妊産婦及び乳児のケアに関する 協定	平成 19 年 11 月 5 日	三鷹市助産師会	妊産婦及び乳児に対する心身のケア 支援及び応急救護活動など
30	災害時における放送等に関する 協定	令和2年 9月1日改正	(株) ジェイコム東京	災害時における放送等に関する協力
34	災害時における動物救護活動に 関する協定	平成 25 年 5月1日改正	公益社団法人東京都獣医師会	災害時における動物救護活動のため の会員の派遣協力
36	災害時における施設等の使用協 力に関する協定	平成 22 年 11 月 10 日	独立行政法人海上技術安全研究所	災害時における生活用水給水施設及 び災害対策本部の補完施設としての 敷地及び施設の提供
37	災害時における公共施設等の応 急復旧業務に関する協定	平成 23 年 2月 16 日	三鷹市電設防災協会	災害時における公共施設等の応急復 旧に関する協力
41	広告付避難場所等電柱看板に関 する協定	平成 27 年 3月 25 日	東電タウンプランニング (株) 多摩総支社	避難場所誘導掲示の協力
42	非常災害時の炊き出し等の協定	平成 28 年 3月 31 日	(株)東洋食品	学校避難所での炊き出しへの協力
43	非常災害時の炊き出し等の協定	令和元年 6月6日改正	(株)メフォス	学校避難所での炊き出しへの協力
45	非常災害時の炊き出し等の協定	令和2年 4月1日改正	(株)藤江	学校避難所での炊き出しへの協力
49	災害時における緊急輸送等の協 力に関する協定	平成 29 年 4月 25 日	東京ハイヤー・タクシー協会 武三支部	傷病者等の搬送、道路状況の被害報 告など
51	災害時における無人航空機を活 用した支援活動等に関する協定	平成 30 年 4月 25 日	NPO法人クライシスマッ パーズ・ジャパン	被災状況の調査、被災状況を反映した地図の作成
54	災害時における公衆浴場の協力 に関する協定	平成 30 年 12 月 11 日	三鷹浴場組合	入浴支援、井戸の生活用水提供

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
57	災害に係る情報発信等に関する 協定	令和元年 11月6日	ヤフー (株)	情報の迅速な提供、行政機能低下の 軽減(キャッシュサイト)
58	災害時における被災者支援に関 する協定	令和2年 2月5日	東京都行政書士会武鷹支部	罹災証明書、自動車登録、相続関係書 類等に関する相談
61	災害時における応急対策業務に 関する協定	令和2年 8月5日	東京土建一般労働組合三鷹武蔵野支部	救出・救助活動の人員及び資機材の 提供、市施設の応急修繕など
65	災害時における相互連携に関する基本協定	令和2年 9月25日	東京電力パワーグリッド (株) 武蔵野支社	電力の復旧に支障となる障害物等の 除去や応急措置の実施、所有する施 設や駐車場等の利用、市の広報手段 の利用
66	災害時における非常災害用井戸 の利用に関する協定	令和2年 11月17日	社会福祉法人巣立ち会	非常災害用井戸の利用
75	非常災害時の炊き出し等に関す る協定	令和3年 4月1日	(株) ジーエスエフ	学校避難所での炊き出しへの協力
80	災害時における帰宅困難者一時滞在施設使用等に関する協定	令和5年 10月26日	(株) メッセ	帰宅困難者一時滞在施設としての使用(メッセ三鷹店)、デジタルサイネージによる情報提供、自社備蓄物資の提供
81	避難所混雑状況の可視化に向け た管理システムの使用に関する 協定	令和5年 10月26日	(株)バカン	ウェブサービス上での避難所情報の 提供
82	災害発生時における地域支援の ための人的支援及び車両等の提 供に関する協定	令和5年 11月10日	(株) ジェイコム東京武蔵 野・三鷹局	市備蓄品の運搬補助、自社備蓄物資の提供

【避難場所・避難所等の提供及び協力に関する協定】

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
10	避難所等施設利用に関する協定	平成 31 年 4月1日改正	東京都立三鷹中等教育学校	避難所等の提供
14	避難所等施設利用に関する協定	平成 13 年 7月1日	学校法人明星学園	避難場所の提供、備蓄倉庫の整備
20	災害時における学校法人国際基 督教大学の協力に関する協定	平成 15 年 1月 20 日	学校法人国際基督教大学	井戸の利用、避難場所の提供
21	災害時における農地の活用等に 関する協定	令和4年 3月22日改正	東京むさし農業協同組合	緊急避難場所、仮設住宅建設地等に 使用するための農地提供、人命救助 を行うための重機等の提供、生鮮食 品の提供
36	災害時における施設等の使用協 力に関する協定	平成 22 年 11 月 10 日	独立行政法人海上技術安全研究所	災害時における生活用水給水施設及 び災害対策本部の補完施設としての 敷地及び施設の提供
38	災害時における避難所等施設利 用に関する協定	令和4年 7月1日改正	学校法人ルーテル学院	災害時における広域避難場所及び避 難所の開設に関する協力
40	災害時における福祉避難所施設 利用に関する協定	平成 27 年 3月 9日	社会福祉法人桜栄会特別養護老人ホーム恵比寿苑	災害時における福祉避難所(恵比寿 苑)の開設に関する協力
44	一時避難場所の敷地利用に関す る協定	平成 28 年 10 月 17 日	学校法人杏林学園	避難場所(杏林大学井の頭キャンパ スキャンパスプラザ)の提供
53	災害時における帰宅困難者一時 滞在施設使用等に関する協定	平成30年 11月8日	創価学会東京事務局	帰宅困難者一時滞在施設(創価学会 三鷹平和会館)としての使用等
55	災害時における福祉避難所施設 利用に関する協定	平成 31 年 2月5日	(株) 木下の介護	施設 (ライフコミューン深大寺・つつ じヶ丘) の一部を福祉避難所として 利用
56	災害時における福祉避難所施設 利用に関する協定	令和元年 10月10日	シマダリビングパートナー ズ (株)	施設 (ガーデンテラス仙川) の一部を 福祉避難所として利用
60	災害時における福祉避難所施設 利用に関する協定	令和2年 4月6日	社会福祉法人桃山福祉会特別養護老人ホームピオーネ 三鷹	施設 (ピオーネ三鷹) の一部を福祉避難所として利用
63	災害時における福祉避難所の開 設及び運営に関する協定	令和3年 12月17日改正	社会福祉法人巣立ち会	福祉避難所 (巣立ち会・サザン) の開 設及び運営
64	災害時における福祉避難所の開 設及び運営に関する協定	令和2年 9月18日	NPO法人ケンパ・ラーニン グ・コミュニティ協会	福祉避難所 (ケンパ井の頭) の開設及 び運営

協定 等No.	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	応援内容
67	災害時における施設等の利用に	令和2年	大学共同利用機関法人自然	避難所及び水害時の避難場所提供
	関する協定	12月9日	科学研究機構国立天文台	
68	災害時における福祉避難所の開	令和2年	社会福祉法人ことぶき会	福祉避難所 (三鷹げんき) の開設及び
	設及び運営に関する協定	12月18日		運営
	災害時における福祉避難所の開 令和3年設及び運営に関する協定 1月12日		福祉避難所(大沢にじの里、未来工房	
69		1月12日	社会福祉法人にじの会	にじ、にじアート、ワークショップハ
	MANUAL TOTAL OF THE STATE OF TH	177 12 11		ーモニー)の開設及び運営
	災害時における福祉避難所の開 設及び運営に関する協定	令和3年 2月15日	社会福祉法人おおぞら会	福祉避難所(工房時、野ざきの家、ア
72				クティビティセンターはばたけ)の
				開設及び運営
73	災害時における福祉避難所の開	令和3年	社会福祉法人三鷹ひまわり	福祉避難所(三鷹ひまわり第一・第三
	設及び運営に関する協定	2月22日	会	共同作業所)の開設及び運営
74	災害時における福祉避難所の開	令和3年	社会福祉法人はなゆめ	福祉避難所 (新川センターきらり (新
	設及び運営に関する協定	3月31日		川作業所))の開設及び運営
76	災害時における福祉避難所の開	令和3年	(株) ニチイケアパレス	福祉避難所(ニチイホーム三鷹・三鷹
	設及び運営に関する協定	8月23日		Ⅱ番館)の開設及び運営
77	緊急時避難場所施設利用に関す	令和4年	(株) 東京スタジアム、調布	緊急時の施設利用
	る協定	3月1日	市、府中市、狛江市	
78	災害時における一時避難施設と	令和4年	コーナン商事(株)	避難場所(ホームセンターコーナン
	しての使用に関する協定	7月29日		三鷹店屋上駐車場)の提供
70	災害時における福祉避難所の開	令和5年	一般社団法人ReSTEP	福祉避難所 (まどか) の開設及び運営
79	設及び運営に関する協定書	10月11日		田川、近葉町川(よとかり り)州政及び連沓
			(株)メッセ	帰宅困難者一時滞在施設としての使
80	災害時における帰宅困難者一時	令和5年		用 (メッセ三鷹店)、デジタルサイネ
	滞在施設使用等に関する協定 10	10月26日	(VN) /· / C	ージによる情報提供、自社備蓄物資
				の提供

赤十字ボランティアの概要

機関名	要件	活動内容	
日赤東京都支部	 ≪東京都赤十字災害救護ボランティア≫ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア ≪地域赤十字奉仕団≫ 地域において組織された奉仕団 ≪特別赤十字奉仕団≫ 学生及び特定の技能を有した者で組織さ 	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施 災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施 各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施	
	れた奉仕団 ≪赤十字個人ボランティア≫ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液 センター等で活動し、個人登録されたボラ ンティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより 被災者等への支援活動の実施	

大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱(警視庁)

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、警視庁管内に大震災(震度6弱以上の地震(以下「大地震」という。)により多数の人的被害及び物的被害が生じた災害をいう。以下同じ。)又は震度5強の地震が発生した場合に、救出救助活動等の初期活動が円滑に行われるための緊急交通路等の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

大震災等の発生に伴う交通対策等の実施に当たっては、警視庁災害警備実施計画(平成28年6月22日通達甲(副監. 備. 災. 災)第12号。以下「実施計画」という。)等別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 大地震が発生した場合の措置

第3 実施体制

大地震が発生し、最高警備本部が設置された場合は、次により交通対策を推進するものとする。

- 1 警視庁本部
 - (1) 交通対策本部の設置
 - ア 実施計画に基づき、交通対策指揮室(交通対策指揮室が被災した場合は、警視庁交通管制センター、さらに警視庁交通管制センターが被災した場合は、警視庁多摩総合庁舎)内に交通対策本部を設置し、交通対策全般の指揮に当たるものとする。
 - イ 交通対策本部の編成及び任務は、別表の「交通対策本部の編成及び任務」のとおりとする。
 - (2) 高速道路現場警備本部の設置

高速道路交通警察隊長は、高速道路現場警備本部を設置し、首都高速道路及び高速自動車国道(以下「首都高速道路等」という。)の交通対策に当たるものとする。

2 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整に当たるものとする。

3 擎 室 室

警察署長は、現場警備本部を設置し、交通対策に従事する部隊を編成するとともに、緊急自動車専用路(実施計画に基づき、緊急自動車及び道路点検車等(以下「緊急自動車等」という。)以外の車両の通行を禁止する道路として指定された路線をいう。以下同じ。)又は緊急交通路(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限をする道路の区間をいう。以下同じ。)の確保及び都心部の交通総量の抑制のための交通規制を始め、交通広報等の交通対策に当たるものとする。

第4 交通規制等の措置

- 1 第一次交通規制
 - (1) 交通対策本部長は、大地震が発生したことを認知した場合は、速やかに都内における被害状況並びに道路及び交通状況(以下「道路交通状況」という。)を把握して、実施計画に基づく第一次交通規制として次の交通対策について指揮に当たるものとする。
 - ア 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること。
 - イ 道路の損壊等により都心部の交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止すること。
 - ウ 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制すること。
 - エ 実施計画別表第16の「指定7路線」に掲げる路線(以下「指定7路線」という。)を緊急自動車専用路として 指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止すること。
 - オ 被害状況及び道路交通状況に応じて、前アからエまでの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を 指定して交通規制を実施すること。
 - カ 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止すること。
 - (2) 交通管制課長は、防災型信号機を作動させて、前(1)のア及びウの交通対策を実施するものとする。
 - (3) 交通機動隊長は、緊急自動車専用路及び環状 7 号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する 区間の被害状況及び道路交通状況の視察並びに別に交通部長が指定する危険箇所(以下「指定危険箇所」という。) の点検を実施するとともに、警察署長と連携して、前記(1)のア、イ、エ及びオの交通対策を実施するものとする。

- (4) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記(1)のエの交通対策を実施するとともに、道路管理者と 連携して首都高速道路等の損壊状況の視察及び指定危険箇所の点検を実施するものとする。
- (5) 警察署長は、別に交通部長が指定する交差点(以下「配置指定交差点」という。)に要員を配置して、前記(1)のア、イ及びエからカまでの交通対策を実施するものとする。

2 第二次交通規制

- (1) 交通対策本部長は、第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等(以下「被害状況等」という。)を勘案し、実施計画に基づく第二次交通規制として、次の交通対策について指揮に当たるものとする。
 - ア 前1の(1)のアからウまで及びオにより実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小すること。
 - イ 前1の(1)の工及びオにより指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として優先して指定するとともに、被害 状況等に応じて、原則として実施計画別表第17の「指定31路線」に掲げる路線(以下「指定31路線」という。) の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両及び第二次交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員 会の意思決定のあった車両(以下「緊急通行車両等」という。)以外の車両の通行を禁止すること。
- (2) 交通機動隊長は、前(1)の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、 当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (3) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記(1)のイの交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (4) 警察署長は、前記(1)の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び警察署において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (5) 交通規制課長は、警視庁本部庁舎において、緊急通行車両等の確認事務を行うものとする。
- 第5 被害状況及び道路交通状況の実態把握要領

被害状況及び道路交通状況の情報収集は、次によるものとする。

- 1 交通規制課長は、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等関係機関との情報連絡網を通じ、道路交通情報の収集及び交通規制情報の提供に当たること。
- 2 交通管制課長は、警視庁交通管制センターの運用により道路交通情報の収集及び提供に当たること。
- 3 交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「交通機動隊長等」という。)は、第一次交通規制の実施に際しては、 緊急自動車専用路及び環状7号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間の被害状況及び 道路交通状況の視察並びに指定危険箇所の点検を行い、その結果について速やかに交通対策本部長に報告すること。
- 4 警察署長は、管内の主要幹線道路の被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した状況について速やかに交通対策本部長に報告すること。
- 第6 交通規制等の具体的実施要領
- 1 第一次交通規制

関係所属長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の要領により交通対策を 実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、あらかじめ交通規制の内容、実施時間等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

- (2) 環状7号線における流入規制
 - ア 交通機動隊長は、警察署長が行う車両の流入規制の支援に当たるとともに、環状7号線及びその周辺の被害状況及び道路交通状況について視察を実施し、その結果を速やかに交通対策本部長へ報告すること。
 - イ 警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置して、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する
 - ウ 交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状7号線から都心方向へ流入する車両が通行できない信号現示 に変更すること。
- (3) 環状8号線における流入抑制

交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状 8 号線から都心方向への車両の通行を抑制する信号現示に変更すること。

(4) 緊急自動車専用路の確保

ア 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と協力して車両の通行禁止規制を実施するとともに、首都高速道路等を

通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させること。

また、首都高速道路等の損壊状況等の視察、指定危険箇所の点検及び道路管理者が実施する道路点検状況の確認を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

イ 交通機動隊長は、速やかに緊急自動車専用路及びその周辺の被害状況及び道路交通状況の視察並びに指定危険 箇所の点検を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐(停)車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐(停)車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐(停)車させること。

ウ 緊急自動車専用路を管轄する警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置し、緊急自動車専用路における緊急 自動車等以外の車両の通行を禁止すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐(停)車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐(停)車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐(停)車させること。

(5) 幹線道路の交通対策

警察署長は、幹線道路の配置指定交差点に警察官を配置し、交通整理等必要な交通対策を行い、交通の混乱を防止するとともに、帰宅困難者(実施計画第3の9に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。)の一時滞在施設等への誘導を行うこと。

2 第二次交通規制

関係所属長は、第二次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の交通対策を実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、規制開始時間、対象車種等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

- (2) 緊急交通路の確保
 - ア 交通規制課長は、道路管理者、ライフライン関連事業者及び道路標識設置業者との連絡調整を徹底し、損壊した緊急交通路の応急復旧及び道路啓開を図ること。
 - イ 警察署長は、緊急交通路上に設置されている可変式道路標識の表示を「災害対策基本法に基づく車両通行止」 の標示に変えるとともに、車両の通行を禁止する標示幕を設置すること。
 - ウ 警察署長及び交通機動隊長等は、現場広報により、緊急交通路を通行している車両を緊急交通路以外の道路又 は道路外に速やかに誘導すること。
 - エ 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等における入路からの車両の通行を禁止すること。
 - オ 首都高速道路等の入路を管轄する警察署長は、入路に「災害対策基本法に基づく車両通行止」の標示を設置し、 車両の通行を禁止する措置をとること。
- (3) 緊急通行車両等の確認事務

緊急通行車両等の確認事務の実施要領については、交通部長が別に定める。

- 3 交通規制の実施報告(通知)
 - (1) 交通規制課長は、車両の通行の禁止又は制限の対象、区域(区間)、期間、理由等交通規制の内容を速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告(通知)するものとする。
 - (2) 既に行われている交通規制を変更する場合は、事前に、又は事後速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告(通知) するものとする。
- 4 う回路の交通整理

警察署長は、環状7号線以外のう回路となる路線の配置指定交差点においては、次の交通対策を実施するものとする。

- (1) 都心方向への車両の流入を抑制する現場広報を実施すること。
- (2) 緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を最優先にした交通整理を実施すること。
- (3) 帰宅困難者及び自転車の整理誘導を的確に行い、交差点付近における渋滞解消に努めること。
- 5 放置車両対策等

関係所属長は、緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を確保するため、次の放置車両対策等を実施するものとす 5。

(1) 警察署長及び交通機動隊長等は、緊急自動車専用路、緊急交通路に指定された道路及び環状7号線等の主要幹線 道路において、通行の妨害となっている車両その他の物件を道路管理者と連携して排除するよう努めるとともに、

当該物件の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対し、これを移動するなどの必要な措置(以下「移動措置」という。)をとらせること。

- (2) 前(1)に規定する放置車両対策等に従事する警察官は、所有者等が現場にいないため、自らが移動措置をとる場合は、必要な限度を超えて措置することのないよう十分留意すること。
- (3) 警察署長及び交通機動隊長等は、所有者等に移動措置をとらせた場合又は自所属の警察官が移動措置をとった場合は、その内容を速やかに道路管理者に通知するとともに、交通対策本部長に報告すること。

また、道路管理者から移動措置に係る情報の提供を受けた場合は、その内容を速やかに交通対策本部長に報告すること。

- (4) 交通規制課長は、交通対策本部長の命令により、道路管理者に対し、必要な措置をとるように要請(災害対策基本法第76条の4第1項の規定による要請をいう。)をすること。
- (5) 駐車対策課長は、交通対策本部長の命令により、災害発生時に指定する道路の区間等に係る道路管理者からの通知(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条の3第1項の規定による通知をいう。)を受理した場合は、その内容を速やかに関係所属長に連絡すること。
- 6 交通対策本部直轄部隊等の運用
 - (1) 交通総務課長は、交通機動隊員で構成される交通対策本部直轄部隊を編成し、第一次交通規制及び第二次交通規制の支援、突発事案の対応等に当たらせるものとする。
 - (2) 交通総務課長は、交通対策本部要員及び交通部主管業務の処理に必要な最小限の要員を除く要員で交通本部部隊を編成し、交差点配置、交通検問所設置等の支援に当たらせるものとする。
- 7 広域緊急援助隊(交通部隊)等の運用
 - (1) 交通総務課長は、関係所属長と協議し、道府県警察から派遣された広域緊急援助隊(交通部隊)の受援に必要な 事項について調整を行うとともに、効果的な運用を図るものとする。
 - (2) 交通機動隊長は、前(1)の調整に従い、広域緊急援助隊(交通部隊)の受援を行うものとする。
- 8 交通規制支援ボランティア等の活用
 - (1) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア(交通規制支援ボランティア運用要綱(平成24年5月22日 通達甲(交.規.規3)第12号)第3に規定する交通規制支援ボランティアをいう。以下同じ。)等に対し、配置 指定交差点等における交通規制の補助活動を要請するものとする。
 - (2) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア等に、交通規制の補助活動を行わせる場合は、原則として、警察官の配置されている交差点に配置するものとし、活動中における受傷事故防止に特段の配意をするものとする。
- 9 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

- 10 装備資器 (機) 材の効果的な活用
 - (1) 警察署長及び交通機動隊長等は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器(機) 材を効果的に活用し、受傷事故防止に留意するほか、長時間となる交通規制を限られた交通規制要員で効果的に実施するものとする。
 - (2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器(機)材の効果的な活用を図るものとする。

第7 大規模停電対策

- 1 信号機減灯対策
 - (1) 事前対策
 - ア 信号機用発動発電機等の整備

交通管制課長は、大規模停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の停電時に電源を供給する 装置(以下「信号機用発動発電機等」という。)の整備を促進するものとする。

イ 信号機用発動発電機等の点検

警察署長及び高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、信号機等管理要綱(平成23年12月22日通達甲(交. 管. 計)第19号)に基づき、信号機用発動発電機等の点検を行うものとする。

ウ配置計画の策定

警察署長は、管内における信号機用発動発電機等の整備状況、交通実態等を踏まえ、実施計画に基づき、警察官を配置する交差点の優先順位、警備業者、交通規制支援ボランティア等の活用方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、警察官を配置する交差点については、配置指定交差点を優先するものとする。

エ 装備資器 (機) 材の確認

警察署長等は、可搬式発動発電機、信号機接続ケーブル等の信号機の滅灯時に必要な装備資器(機)材の保管 状況について、随時、確認しておくものとする。

オ 教養及び訓練の実施

関係所属長は、信号機が滅灯した場合に備え、自所属の警察官に対し、手信号等による交通整理の訓練及び可搬式発動発電機等の装備資器(機)材の操作要領の教養を、随時、実施するものとする。

カ 手信号等の周知徹底

関係所属長は、実施計画に基づき、都民に対して、信号機滅灯時の警察官の措置、手信号等の意味、交差点における他の車両等との関係等信号機による交通整理が行われていない場合の交通ルールについて周知徹底を図るものとする。

- (2) 信号機滅灯時の対応
 - ア 警察署長は、前(1)のウにより策定した配置計画に基づき、交差点に警察官を配置して交通の混乱の防止に努めるものとする。この場合において、被害状況その他の理由により、必要な交差点に警察官を配置することができないときは、必要な配置要員が確保できるまでの間、交通総務課長(交通対策本部経由)に対し、交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を行うこと。
 - イ 前アにより交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を受けた交通総務課長は、交通対策本部直轄部隊等の中から必要な人員を派遣するものとする。
 - ウ 警察署長は、信号機の滅灯が長時間にわたる場合は、信号機用発動発電機等への燃料補給を行うものとする。
- 2 可変式規制標識及び中央線変移システムの対応
 - (1) 可変式規制標識

警察署長等は、大規模停電発生時には、速やかに管轄区域又は担当区域内の可変式規制標識の表示について確認を行い、交通事故を誘発するおそれがある場合は、表示を変更し、又は被覆するなどの必要な措置をとるものとする。

(2) 中央線変移システム

交通規制課長は、大規模停電発生時には、速やかに中央線変移システムの作動状況について確認を行い、交通管理上問題が生じている場合は、交通管理上支障のない道路標示に変更する措置をとるものとする。

第8 広報活動

大震災発生時等の交通規制計画、運転者のとるべき措置等について、次により広報活動を徹底し、都民に周知浸透を 図るものとする。

- 1 事前の広報
 - (1) 警視庁本部
 - ア 警視庁ホームページに掲載すること。
 - イ 運転免許更新時講習、処分者講習等の機会を活用し、運転免許保有者に対する周知を図ること。
 - ウ 自動車運送事業者等車両を使用している事業者に対し、大震災発生後等の車両利用抑制について要請を徹底すること。
 - エ 広報用の小冊子、チラシ、DVD等の広報資料を作成し、防災訓練、部外との各種会議等の機会に配布し、又は上映すること。
 - オ 指定7路線、指定31路線及び環状7号線上に設置された可変式規制標識又は大型案内標識の裏面を活用するなどして、当該路線は大震災発生時等に車両通行止めとなる路線であることを表示し、平素から地域住民及びドライバーに周知徹底を図ること。
 - カ 大震災発生時等の交通規制訓練等を通じ、震災時の交通規制について広く都民に周知徹底を図ること。
 - (2) 方面本部

方面区内各警察署における広報活動の状況を把握し、総合的な調整を図ること。

- (3) 警察署
 - ア 自治体の発行する広報紙(誌)への登載を依頼し、地域住民に対して周知徹底を図ること。
 - イ 広報用の小冊子、チラシ等を警察署受付窓口、交番等に備え付けて来訪者に配布するとともに、各種講習会、 会議等では、広報用DVDを上映するなど広報資料の活用を図ること。
- 2 大震災発生後等の広報
 - (1) 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者及び一般家庭に向けた避難時の車両利用の抑制、交通規制への協力の呼び掛け等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

(2) 運転者等に対する広報

警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

- ア
 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路及び緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動 させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - (ア) 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し(渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けること。)、エンジンを止める。
 - (4) カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - (ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - (エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - (ア) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - (4) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - (ウ) 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - (エ) 貴重品を車内に残さない。
 - (3) 帰宅困難者への情報発信
- ア 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署 及び現場警察官に対し伝達するものとする。
- イ 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前アにより交通対 策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

第9 留意事項

1 装備資器(機)材の点検及び整備

関係所属長は、平素から、次により装備資器(機)材の点検及び整備に努めるものとする。

- (1) 定期的に点検し、故障品等については、速やかに修理し、又は交換するなど、機能保持に努めること。
- (2) 有事の際はいつでも使用できるように用途別、品目別等に分類し、整理保管しておくこと。
- 2 的確な都民応接

大震災等の発生に伴う交通対策の実施に当たっては、確固たる信念、旺盛な使命感、粘り強い行動力等を発揮するとともに、都民の窮状を理解して迅速かつ的確な対応をすることにより、都民の期待と信頼に応えるよう努めるものとする。

3 受傷事故防止

大震災等発生時における現場活動は、パニック状態の下で行うことから、装備資器(機)材の有効活用を図りながら、受傷事故防止には特段の留意をするものとする。

第3章 震度5強の地震発生に伴う交通対策

第10 実施体制

震度5強の地震(以下「地震」という。)が発生し、甲号総合警備本部が設置された場合は、次により交通対策を実施するものとする。

- 1 警視庁本部
 - (1) 地震により、複数方面区内にわたり著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、広域的な交通対策を実施する必要がある場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通部長を対策本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。
 - (2) 広域的な交通対策を実施する必要がない場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通規制課長を本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。
- 2 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等の損壊状況の視察及び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本部へ報告すること。

3 交通機動隊

交通機動隊長は、別に交通部長が指定する道路の区間における視察及び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本

部へ報告すること。

4 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整を図ること。

5 警察署

警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等の主要交差点に警察官を配置して帰宅困難者及び車両に対する交通整理を行い、交通の混乱が生じないようにすること。

第11 交通対策の具体的実施要領

1 交通対策本部

交通対策本部長は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を把握し、必要に応じて実施計画に基づく第一次交通規制に準じ、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制及び環状8号線から都心方向への車両の流入抑制を実施するものとする。

2 警察署

- (1) 警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況を把握し、交通の混乱が生じないための交通整理及び帰宅困難者に対する一時滞在施設等への誘導を実施するとともに、その状況について交通対策本部に報告するものとする。
- (2) 警察署長は、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制を実施する場合は、第一次交通規制に準じ、配置指定交差点に警察官を配置し、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止するものとする。
- 3 交通機動隊
 - (1) 交通機動隊長は、主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況について速やかに視察を行い、その結果を交通対策本部へ報告するものとする。
 - (2) 交通機動隊長は、警察署長と連携して、交通規制の実施状況及び一時滞在施設の開設状況等について広報を実施するものとする。
 - (3) 交通機動隊長は、環状7号線から都心方向への車両の流入規制を実施する場合は、環状7号線及びその周辺道路において交通規制の実施状況について広報を実施するものとする。
- 4 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等の管理者と連携し、首都高速道路等を通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させるものとする。

- 5 装備資器 (機) 材の効果的な活用
 - (1) 交通対策本部長及び警察署長は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器(機) 材を効果的に活用し、交通の安全と円滑を図るための交通対策を効果的に実施するものとする。
 - (2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器(機)材の効果的な活用を図るものとする。
- 6 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

第12 広報活動

1 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、会社、学校、一般家庭及び運転者に向けた家族の送 迎、避難等のための車両利用の抑制、交通渋滞対策への協力等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

2 運転者等に対する広報

交通総務課長、警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

- 3 帰宅困難者への情報発信
 - (1) 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。
 - (2) 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前(1)により交通対策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

震災消防活動 (東京消防庁)

項目	内容				
活動方針	○延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。				
	○震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。				
	○延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。				
部隊の運用等	○地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。○地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。				
消火活動	 ○防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。 				
救助・救急活動	 ○特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 ○救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等を連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○救急救命士等のトリアージに基づき、救急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 				
情報収集等	 ○警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。 				
航空隊の活動	○大規模な地震が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合は、直ちに情報収集活動を行う。○飛行環境の許容する範囲内で、地上消防部隊との連携のもと消防活動を行う。○消火活動を行う航空機に対し、航空消防活動の調整及び上空からの指揮を行う。○消防部隊及び使用資器材等の輸送を行う。○上空からの必要な情報の伝達、広報活動を行う。○救急患者、医師、医薬品等の輸送を行う。				